（水・大気環境局総務課長）同　粕谷　明博
水・大気環境局土壌環境課長に充てる
水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室長に併任する
（水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長）同　大村　卓
東北地方環境事務所保全統括官に併任する
東北地方環境事務所福島環境再生事務所長に併任する
（水・大気環境局総務課調査官）同　水野　理
大臣官房付に配置換する
水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室長の併任を解除する
（水・大気環境局総務課環境管理技術室長）同　西本　俊幸
水・大気環境局総務課調査官に配置換する
水・大気環境局総務課環境管理技術室長に併任する（以上四月六日）

会計検査院

（第五局特別検査課総括（調査官））会計検査院事務官　細川　哲也
第二局総務検査課復興検査室長に昇任させる（四月七日）

皇室事項

信任状捧呈式

四月四日午前十時三十分、宮中において、新任タンザニア連合共和国特命全権大使ケントン・ヌスンビシの信任状捧呈式を行われた。
四月四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在南アフリカ共和国特命全権大使モハウ・ペコの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月五日午後二時四十九分御出門、第六十二回伊勢神宮式年遷宮奉祝演奏会を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同四時二十五分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

平成24年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第１項の規定に基づき、平成24年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第４項の規定により公表する。

平成24年４月９日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

平成24年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画

放流水系	放流数（千尾）				
	さけ	からふとます	さくらます	べにざけ	合計
斜里川	11,600		600		12,200
常呂川		1,000			1,000
徳志別川	11,100	1,700	500		13,300
天塩川	5,000				5,000
石狩川	30,000		100		30,100
尻別川			1,200		1,200
伊茶仁川	8,000	4,500	100		12,600
標津川			200		200
西別川	25,000				25,000
釧路川	9,100			50	9,150
十勝川	15,300				15,300
静内川	6,400			50	6,450
安平川				50	50
遊楽部川	7,500				7,500
合計	129,000	7,200	2,700	150	139,050

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、ライセンス未取得訓練生の訓練中止撤回の要求に関して、平成24年４月11日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年４月９日

厚生労働大臣　小宮山洋子

公告

諮事項

押収物還付公告の取消

福岡地方検察庁検察官

下記の押収物還付公告は、取り消す。

記

平成22年10月27日官報（第5425号）12ページ１段・２段掲載平成20年検第6340号住居侵入、窃盗被告事件（平成20年領第3140号）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

福岡地方検察庁検察官

平成20年検第6340号住居侵入、窃盗被告事件（平成20年領第3140号）　1．コインファイル１冊。2．現金211円。3．古銭171枚。4．外国硬貨58枚。5．黄色袋１個。6．ペンダントトップ１個。7．ビニール袋４枚。8．外国古銭３個。9．メダル16枚。10．箱３個。11．銀色袋１枚。12．外国紙幣６枚。13．メダル（ケースに入ったもの）１個。14．腕時計５個。15．カメラレンズ３個。16．スピードライト１個。17．カメラ４個。18．ポーチ１個。19．ショルダーバッグ１個。20．財布１個。21．ウィスキー１本。22．ペンダント１個

工場財団

京都市下京区西七条東久保町55番地**第一工業製薬株式会社**の工場財団に滋賀県東近江市五個荘日吉町427番地第一工業製薬株式会社滋賀工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年４月９日

大津地方法務局東近江出張所